



1. 公共交通機関での通勤費用に対する非課税手当

2019年1月1日より、公共交通機関による自宅と勤務地間の移動（空路は除く）（＝ケース1）及び近郊における公共交通機関使用（＝ケース2）に対する手当では、その手当が本来の賃金に対して追加で支払われている場合、所得税法第3条15号により賃金税・社会保険料ともに免除となります。交通機関の無償もしくは割引使用に対しても同様に免除されます。通勤手当の課税が免除されているため、所得税確定申告の枠内で通勤費を必要経費として控除することはできません。

ケース2では近郊の交通機関の費用（プライベートの場合も含む）すべてが考慮されますが、ケース1では公共交通機関を利用した住居と勤務地間の遠距離通勤のみが考慮されます。雇用者から手当が支給され購入した、もしくは付与された定期券（月次定期券、年次定期券、国内でのドイツ鉄道を好きなだけ利用できるBahnCard 100）はプライベートの使用も可能で、そのプライベート使用に関する部分に関しては、賃金税課税対象及び社会保険料支払義務の対象となります。

2019年8月15日の連邦財務省の通達によると、長距離移動における定期券、例えばBahnCard100などがどれぐらいの割合で業務上の事由で使用されるかの予測が重要であるとし、出張で使用されるであろう費用も考慮されます。

例1：全額分配

従業員が個人使用も含めてBahnCard100を受け取る	4,400EUR
出張で使用される一回乗車券の費用予測 (所得税法第3条13号・16号により非課税)	3,000EUR
自宅・勤務地間の年次定期券 (所得税法第3条15号により非課税)	1,400EUR
個人使用分(非課税)	0EUR

例1での予測額が高すぎたり低すぎたり、後日変更があった場合でも、こちらの手当てに対する追徴課税や費用の再分配は行われません。修正が行われるのは、基本的な前提条件が変更された場合のみです。例えば該当する従業員が外回りから内勤へと変更になり、出張にほとんど行かなくなる場合などです。

例2：部分分配

従業員が個人使用も含めてBahnCard100を受け取る	4,400EUR
出張で使用される一回乗車券の費用予測 (所得税法第3条13号・16号により非課税)	2,000EUR
自宅・勤務地間の年次定期券 (所得税法第3条15号により非課税)	1,600EUR
個人使用分	800EUR

予測される費用の非課税枠がBahnCard100の価値より低い場合、BahnCard100の手当は、全体的にFRINGE BENEFITとして認識され、支払時に全額が給与として見なされます。その内1,600EURに対

しては所得税法第3条15号により非課税扱いとなり、残額2,800EURが課税対象となります。BahnCard100を使用した出張費用の予測は、月ごと、あるいはBahnCard100の有効期限満了日に評価し、上限2,800EURまで非課税扱いとなります。(4,400EUR-1,600EUR=2,800EUR)

費用予測が行われない場合、BahnCard100などの支給は全額が課税対象給与として取り扱われます。非課税対象の出張費用や通勤費は年末(あるいはBahnCard100の有効期限満了日)に修正し、課税対象給与額から控除されます。

2. 社用車個人使用によるガレージ費用の取り扱い

雇用者が社用車をプライベート使用目的で従業員に貸与する場合、いわゆる1%ルールに従って算出された課税基準額が、通常の給与に加算されます。従業員が個人の使用分(たとえば燃料費、保険料やメンテナンス費用など)を負担した場合、フリンジベネフィットの課税基準額からその分が控除されません。

ミュンスター地方財政裁判所の2019年3月14日の判決(K2990/17E)で、従業員が社用車を駐車するためにプライベートのガレージを使用した場合、その費用はフリンジベネフィットの課税基準から控除することはできないと判断されました。裁判所の見解によれば、控除対象の費用は、社用車の維持、および業務上で必要不可欠な費用と定義されています。しかし裁判所は、雇用契約の条件を満たすために必要である場合など、法律上あるいは事実上の理由における必要な費用の控除も認めています。例えば、社用車の貸与が社用車の駐車場所の個人提供を条件としていた場合などです。今回の判例ではこのような取り決めがあった事実が証明されず、ガレージ費用は課税基準から控除されませんでした。

3. 2021年から計画されている連帯税の部分的廃止

連邦政府は連帯税の部分的廃止に関する法律案を提出しました。それによると2021年より課税所得61,716EUR(夫婦合算123,432EUR)まで連帯税の非課税限度額が引き上げられることとなります。これは所得税額でいえば16,956EUR(夫婦合算33,912EUR)に当たります。それによって賃金税及び所得税納税義務者の90%が連帯税を払う必要がなくなります。上記の限度額を超えた場合は、課税所得96,469EUR(夫婦合算192,818EUR)までのいわゆる「緩和ゾーン(Milderungszone)」が従来通り適用されます。

例:

子供のいない未婚の従業員の課税所得	75,000.00EUR
それに課せられる所得税額	22,536.00EUR
上記所得税額に課せられる連帯税5.5%	1,239.48EUR
課税上限額(22,536.00EUR-16,956.00EUR) x 11.9% (緩和ゾーン)	664.02EUR

資本収益税(一律課税)における連帯税は引き続き変更なしで課せられます。所得税確定申告の枠内においてこれらは還付されます。賃金税の一律課税や法人税における連帯税に関しても変更はありません。

今後連帯税が完全に廃止されるかどうか、またいつ廃止されるかについてはいまだ不明であり、今後の展開次第となります。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。

この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

